

### (3) 平成28年度 事業計画書

平成26年12月に改正「景品表示法」が、また、平成27年4月に「食品表示法」が施行され、更に平成28年4月には再改正の「景品表示法」が施行されるなど食品表示を巡る環境は大きく変化している。

本協議会は、次の事業を着実に実施することで、発酵乳・乳酸菌飲料の表示の適正化を進め、消費者による合理的な選択と業界の公正な競争の確保に努める。

#### 1. 公正競争規約の改正

平成28年度においても引き続き、以下の改正点について消費者庁と協議を進めることとする。

##### (1) 主な改正点

- ① 新しい食品表示基準への対応
- ② 今日の食品表示環境への適合化
- ③ 協議会組織及び運営に関する規定の適正化
- ④ 殺菌製品飲料規約との統合

##### (2) 今後の作業

消費者庁との協議と並行して関連の「解説冊子」及び「Q&A」の作成を進め、改正規約とともに早期の公表に努める。

#### 2. 関係法令及び公正競争規約の周知

二度にわたり改正された「景品表示法」についての説明を中心にした「食品表示セミナー」を東京及び大阪で開催する。

#### 3. 公正競争規約に関する相談

食品表示に関する様々な相談に積極的に対応する。

#### 4. 公正競争規約への適合性検査及び規約違反に対する指導

##### (1) 試買検査会

消費者代表及び(一社)全国公正取引協議会連合会の代表を招聘して試買検査会を開催する。全国から購入したサンプルを調査し、規約違反が見つかったサンプルについては、製造者に対して電話で改善を指導するとともに文書でその内容を通知する。

##### (2) 表示に関する苦情受付

電話等で規約違反の情報が寄せられた場合、必要に応じて調査を実施

し、違反の事実が明らかになった場合は、改善を指導する。

5. 消費者庁、食品関係公正取引協議会等との連携

「乳酸菌ニュース」に、最新の行政情報を掲載するなど日常的に関係を維持するとともに、(一社)全国公正取引協議会連合会、食品関係公正取引協議会等との連携に努める。

6. その他

食品表示セミナーへの参加を呼び掛けるとともに、日常的な表示相談にも対応する。これらの機会を利用して会員への加入促進に努める。

以上